

札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領（平成20年3月31日市民まちづくり局理事決裁）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	
(寄附があった場合の連絡) 第5条 団体指定寄附があった場合には、「さぼーとほっと基金に係る寄付額のお知らせ」(別紙1)により、速やかに当該団体に連絡するものとする。	(寄附があった場合の連絡) 第5条 <u>登録団体（札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第1項第1号に定める登録団体をいう。）に、</u> 団体指定寄附があった場合には、「さぼーとほっと基金に係る寄付額のお知らせ」(別紙1)により、速やかに当該 <u>登録団体</u> に連絡するものとする。	助成金交付要綱の改正により修正
(長期間活用のない団体指定寄附の取扱い) 第6条 団体指定寄附に係る登録団体（札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱第2条第1項に定める登録団体をいう。以下同じ。）が、以下のいずれかの場合には、当該団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えるものとする。ただし、市長が振替を適当でないと判断した場合は、この限りではない。 (1) 登録団体が登録を抹消された場合。この際、当該登録団体への確認等は、原則行わないものとする。 (2) 登録団体から、「さぼーとほっと基金 団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えることに関する同意書」(様式4)による、振替の申出があった場合 (3) 登録団体が、当該団体指定寄附を活用した団体指定助成（札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱第3条第1項第1号に定める団体指定助成をいう。以下同じ。）申請を、最後に団体指定寄附を受けた年度を起算として3年度行わない場合。ただし、当該登録団体により団体指定寄附の活用内容や時期等について、具体的な提示がなされた場合にはこの限りではない。 (4) 団体指定寄附の残高がある登録団体が、当該団体指定寄附を活用した団体指定助成申請を、最後に団体指定助成申請を行った年度を	(長期間活用のない団体指定寄附の取扱い) 第6条 <u>市長は、</u> 団体指定寄附の残高がある登録団体が、以下のいずれかに該当すると認める場合には、当該 <u>登録団体</u> の団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えるものとする。ただし、市長が振替を適当でないと判断した場合は、この限りでない。 (1) 登録団体が、 <u>登録を抹消された場合。この際、当該登録団体への確認等は、原則行わないものとする。</u> (2) 登録団体から、「さぼーとほっと基金 団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えることに関する同意書」(様式4)により、振替の申出があった場合 (3) 登録団体が、団体指定助成申請（交付要綱第2条第1項第1号に定める団体指定助成に係る同要綱第6条に定める交付の申請をいう。）を、最後に団体指定寄附があつた日の属する会計年度の翌年度から起算して2年度の間、行わなかつた場合。ただし、当該登録団体から、団体指定寄附の活用内容や時期等について、具体的な提示がなされた場合にはこの限りでない。 (4) 登録団体が、団体指定助成申請を、最後に団体指定助成に係る交付決定（交付要綱第7条に定める交付又は不交付の決定をいう。）が	文言修正 文言修正 文言修正 期間の計算の規定を整理 期間の計算の規定を整理

<p><u>起算として3年度行わない</u>場合。ただし、当該登録団体により団体指定寄附の活用内容や時期等について、具体的な提示がなされた場合にはこの限りではない。</p> <p>2 前項第2号の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p> <p>3 前1項第3号及び4号による振替を実施する場合は、<u>該当登録団体</u>に対し、<u>振替を実施する</u>「さぽーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ」(別紙2)により通知し、少なくとも3か月の返答期間を定め、十分な確認を行ったうえで行うこと。</p>	<p><u>あつた日の属する会計年度の翌年度から起算して2年度の間、行わなかつた</u>場合。ただし、当該登録団体から、団体指定寄附の活用内容や時期等について、具体的な提示がなされた場合にはこの限りでない。</p> <p>2 <u>登録団体は、前項第2号の申出にあたり、様式4</u>により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p> <p>3 <u>市民自治推進課は、第1項第3号及び第4号</u>による振替を実施する場合は、<u>当該登録団体</u>に対し、「さぽーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ」(別紙2～4)により、<u>振替を実施する旨を通知</u>し、少なくとも3か月の返答期間を定めて、十分な確認を行うものとする。</p>	<p>文言修正 文言修正 附則を追加</p>
---	---	--------------------------------

様式1

年 月 日

寄 附 申 出 書

さぼーとほっと基金（札幌市市民まちづくり活動促進基金）の趣旨に賛同し、次の通り札幌市に寄附します。

(ふりがな) ご 氏 名	
ご 住 所	〒 -
電 話 番 号	() -
E メールアドレス	

寄附金額	円
<input type="checkbox"/> 寄附の活用先を指定しない	
<input type="checkbox"/> 寄附の活用先を指定する…以下から1つお選び、下欄にその内容をご記入ください。	
<input type="checkbox"/> 活動分野を指定する	※裏面の「活動分野一覧」から1つ選び、番号(1~4)をご記入ください
<input type="checkbox"/> 団体を指定する	※指定する団体名をご記入ください
※「登録団体リスト」の最新情報は札幌市さぼーとほっと基金のホームページで随時更新しますので、ご覧ください。	
※団体指定寄附の場合、指定先の団体宛に通知してもよい情報をチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E メールアドレス	

札幌市役所のホームページ等におけるご氏名等の公表について

- 氏名と寄附金の公表に同意する。
- 氏名のみの公表に同意する。
- 公表に同意しない。

※ いただいた寄附金は、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（審査機関）の審査を経て、札幌市が助成先及び助成金額を決定します。ご希望いただいた活用先については、審査に当たり最大限尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに助成できるものではありません。また、ご希望に添えなかつた場合でも、寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

※ 団体指定寄附において、一定期間、ご指定いただいた団体による団体指定寄附金の活用がない場合、当該団体に助成申請の見通し等について確認を行ったうえで、指定なし寄附に振り替える場合があります。

※ 記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

(あて先) 札幌市長

様式1

年 月 日

寄 附 申 出 書

さぼーとほっと基金（札幌市市民まちづくり活動促進基金）の趣旨に賛同し、次の通り札幌市に寄附します。

(ふりがな) ご 氏 名	
ご 住 所	〒 -
電 話 番 号	() -
E メールアドレス	

寄附金額	円
<input type="checkbox"/> 寄附の活用先を指定しない	
<input type="checkbox"/> 寄附の活用先を指定する…以下から1つお選び、下欄にその内容をご記入ください。	
<input type="checkbox"/> 活動分野を指定する	※裏面の「活動分野一覧」から1つ選び、番号(1~4)をご記入ください
<input type="checkbox"/> 団体を指定する	※指定する団体名をご記入ください
※「登録団体リスト」の最新情報は札幌市さぼーとほっと基金のホームページで随時更新しますので、ご覧ください。	
※団体指定寄附の場合、指定先の団体宛に通知してもよい情報をチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E メールアドレス	

札幌市役所のホームページ等におけるご氏名等の公表について

- 氏名と寄附金の公表に同意する。
- 氏名のみの公表に同意する。
- 公表に同意しない。

※ いただいた寄附金は、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（審査機関）の審査を経て、札幌市が助成先及び助成金額を決定します。ご希望いただいた活用先については、審査に当たり最大限尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに助成できるものではありません。また、ご希望に添えなかつた場合でも、寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

※ 団体指定寄附において、一定期間、ご指定いただいた団体による団体指定寄附金の活用がない場合、当該団体に助成申請の見通し等について確認を行ったうえで、指定なし寄附に振り替える場合があります。

※ 記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

(あて先) 札幌市長

「活動分野」一覧

※ 寄附の活用先に「活動分野」の希望がある場合、下の中から数字を1つ選んで、表面の欄にご記入ください。

1 保健、医療、福祉の増進

2 まちづくりの推進

- ・まちづくりの推進
- ・環境の保全
- ・社会教育の推進
- ・農山漁村又は中山間地域の振興
- ・災害救援
- ・地域安全
- ・人権の擁護、平和の推進
- ・男女共同参画社会形成の促進
- ・情報化社会の発展
- ・消費者の保護
- ・前各号までの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

3 文化・スポーツ・観光・経済等の振興

- ・学術、文化、芸術、スポーツの振興
- ・観光の振興
- ・国際協力
- ・科学技術の振興
- ・経済活動の活性化
- ・職業能力開発、雇用機会拡充

4 子どもの健全育成

「活動分野」一覧

※ 寄附の活用先に「活動分野」の希望がある場合、下の中から数字を1つ選んで、表面の欄にご記入ください。

1 保健、医療、福祉の増進

2 まちづくりの推進

- ・まちづくりの推進
- ・環境の保全
- ・社会教育の推進
- ・農山漁村又は中山間地域の振興
- ・災害救援
- ・地域安全
- ・人権の擁護、平和の推進
- ・男女共同参画社会形成の促進
- ・情報化社会の発展
- ・消費者の保護
- ・①～④の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

3 文化・スポーツ・観光・経済等の振興

- ・学術、文化、芸術、スポーツの振興
- ・観光の振興
- ・国際協力
- ・科学技術の振興
- ・経済活動の活性化
- ・職業能力開発、雇用機会拡充

4 子どもの健全育成

文言修正

<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">事務連絡 年(年)月日</p> <p style="text-align: center;">札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課</p> <p>さぼーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ</p> <p>平素より、本市の市民自治推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、貴団体には、貴団体を指定した寄附（以下、団体指定寄附）が下記のとおり残っております。現在まで団体指定助成の申請が行われないことから、改めてご連絡いたしますので、事業申請のご検討をお願いいたします。</p> <p>なお、年月日までに当該団体指定寄附の活用について当課へご連絡いただけない場合、札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領第6条に基づき、当該団体指定寄附は、指定なし寄附への振替を行い、札幌市の市民まちづくり活動の助成金として活用させていただくことも、合わせてお知らせいたします。</p> <p>当該制度による助成事業の申請を行われる場合には、「さぼーとほっと基金 団体登録・助成の手引き」（本市ホームページにも掲載しております。）をご確認のうえ、必要書類を下記担当までご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 団体指定寄附残額 円</p> <p>2 最後に団体指定寄附があった年月（年月日時点） 年月</p> <p>3 貴団体が最後に団体指定助成申請を行った年度 年度</p> <p>4 問い合わせ先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課 担当： TEL: 011-211-2964 FAX: 011-218-5156 E-mail: shimin-support@city.sapporo.jp</p> <p>※ 事業開始前に札幌市の附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルで審査を行う必要がありますので、事業開始月の2か月前の1日までに①交付申請書、②事業計画書、③収支計画書、④その他必要書類などをご提出ください。 <input type="checkbox"/>助成申請に必要な書類（様式）が掲載されているページ http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html <input type="checkbox"/>「さぼーとほっと基金団体登録・助成の手引き」が掲載されているページ http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/pamphlet/documents/tebiki.pdf</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">事務連絡 年(年)月日</p> <p style="text-align: center;">札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課</p> <p>さぼーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ</p> <p>平素より、本市の市民まちづくり活動の促進に向けた取組につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、貴団体には、貴団体を指定した寄附（以下「団体指定寄附」という。）が下記1のとおり残っております。現在まで、当該寄附金を活用した助成金の申請が行われていないことから、改めてご案内いたしますので、事業実施及び助成金の申請についてご検討をお願いいたします。</p> <p>なお、年月日（）までに当該団体指定寄附の活用内容及び時期等について、当課へご連絡いただけない場合、札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領第6条に基づき、当該団体指定寄附は、指定なし寄附への振替を行い、市民まちづくり活動の助成金として活用させていただくとともに、併せてお知らせいたします。</p> <p>助成金の申請にあたっては、「さぼーとほっと基金 団体登録・助成の手引き」（本市ホームページにも掲載しております。）をご確認のうえ、必要書類を下記担当までご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 団体指定寄附残額 円</p> <p>2 最後に団体指定寄附があった年月（年月日時点） 年月</p> <p>3 貴団体が最後に団体指定助成申請を行った年度 年度</p> <p>4 問い合わせ先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課 担当： TEL: 011-211-2964 FAX: 011-218-5156 E-mail: shimin-support@city.sapporo.jp</p> <p>※ 事業開始前に札幌市の附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルで審査を行う必要がありますので、事業開始月の2か月前の1日までに①交付申請書、②事業計画書、③収支計画書、④その他必要書類などをご提出ください。 <input type="checkbox"/>助成申請に必要な書類（様式）が掲載されているページ http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html <input type="checkbox"/>「さぼーとほっと基金団体登録・助成の手引き」が掲載されているページ http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/pamphlet/documents/tebiki.pdf</p>	<p>文言修正</p>
--	--	-------------

(新設)

様式新設

別紙3

事務連絡
年(年)月日

札幌市市民文化局市民自治推進室
市民自治推進課

さぼーとほっと基金に係る団体指定寄附残額のお知らせ

平素より、本市の市民まちづくり活動の促進に向けた取組につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴団体は、一定期間、助成金の申請が行われていないことから、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）に規定する団体の登録抹消の要件に該当することとなりました。

一方で、貴団体には、貴団体を指定した寄附（以下「団体指定寄附」という。）が下記1のとおり残っております。現在まで、当該寄附金を活用した助成金の申請が行われていないことから、改めてご案内いたしますので、事業実施及び助成金の申請についてご検討をお願いいたします。

なお、年月日()までに当該団体指定寄附の活用内容及び時期等について、当該へご連絡いただけない場合、登録要綱第7条に基づき、貴団体の登録を抹消とともに、札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領第6条に基づき、当該団体指定寄附は、指定なし寄附への振替を行い、市民まちづくり活動の助成金として活用させていただくことも、併せてお知らせいたします。

助成金の申請にあたっては、「さぼーとほっと基金 団体登録・助成の手引き」（本市ホームページにも掲載しております。）をご確認のうえ、必要書類を下記担当までご提出ください。

なお、団体登録につきましては、登録要綱に定める要件を満たしている場合、**再登録が可能**ですが、再登録後、抹消前に受けている団体指定寄附を活用することはできませんのでご留意ください。

記

1 団体指定寄附残額

円

2 最後に団体指定寄附があった年月（ 年 月 日時点）
年 月

3 貴団体が最後に団体指定助成申請を行った年度
年度

4 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課 担当：
TEL : 011-211-2964 FAX : 011-218-5156 E-mail : shimin-support@city.sapporo.jp

※ 事業開始前に札幌市の附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルで審査を行う必要がありますので、事業開始月の2か月前の1日までに①交付申請書、②事業計画書、③収支計画書、④その他必要書類などをご提出ください。

○助成申請に必要な書類（様式）が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html>

○「さぼーとほっと基金団体登録・助成の手引き」が掲載されているページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/pamphlet/documents/tebiki.pdf>

